# 「さがみはら児童厚生施設計画【改定版】(案)」に関する パブリックコメント手続の実施結果について

#### 1 概要

さがみはら児童厚生施設計画は、児童クラブの充実や放課後の児童の安全な居場所の確保等総合的な放課後対策が急務となっていたことから、平成23年10月に策定しました。平成27年度からは、国において子ども・子育て支援新制度が開始され、本市においても相模原市子どもの権利条例(平成27年相模原市条例第19号)の施行や相模原市子ども・子育て支援事業計画の開始など、子育てを取り巻く環境に大きな進展がありました。現在は、共働き家庭の増加等による児童クラブの需要の急速な高まり等を背景に、子どもの居場所の量と質の両面について一層の充実を図ることが求められています。

また、公共施設の保全・利活用基本指針の考え方を踏まえた公共施設サービスの適正化 や、相模原市 P P P (公民連携)活用指針に基づく民間活力の更なる活用も進める必要があり ます。

さがみはら児童厚生施設計画は、こうした社会的な環境変化等に的確に対応するため、 策定後5年を目途に見直すこととしており、その方針に基づいて改定(案)をまとめ、市 民の皆様からのご意見を募集いたしました。

その結果、6人から12件のご意見をいただきました。お寄せいただいたご意見についての意見募集の概要、ご意見の内容及びご意見に対する本市の考え方を次のとおり公表します。

#### 2 意見募集の概要

- ・募集期間 平成28年12月15日(木)~平成29年1月23日(月)
- ・募集方法 直接持参、郵送、ファクス、電子メール
- ・周知方法 市ホームページ、こども施設課、各行政資料コーナー、各まちづくりセンター(城山・橋本・本庁地域・大野南まちづくりセンターを除く)、各出張所、各公民館(青根・沢井公民館を除く)、各図書館、市立公文書館

#### 3 結果

#### (1)意見の提出方法

	意見数	6人(12)件		
内	郵送	2人(5)件		
訳	ファクス	1人(2)件		
	電子メール	3人(5)件		

### (2)意見に対する本市の考え方の区分

ア:計画案等に意見を反映するもの

イ:意見の趣旨を踏まえて取組を推進するもの

ウ:今後の参考とするもの

エ:その他(今回の意見募集の趣旨・範囲と異なる意見など)

## (3)件数と本市の考え方の区分

	件数	市の考え方の区分			
項目		ア	1	ウ	エ
効果的な施設運営の推進に関すること	2		2		
放課後子ども教室・こども センター・児童館の効果的 な運営に関すること	2		2		
市立児童クラブの運営と 施設環境の充実に関する こと	4		3	1	
指導員等の確保・育成及び 勤務体制・条件等の見直し に関すること	2		2		
冒険遊び場事業の推進に 関すること	2				2
合 計	1 2	0	9	1	2

## (4) 意見の内容及びご意見に対する本市の考え方

通番	意見の趣旨	市の考え方	区分			
交	効果的な施設運営の推進に関すること(2件)					
1	「子どもの権利条例の趣旨を踏ま	子どもが、自らの生活や活動に関				
	え」と明示したことを評価するとと	わる様々な場面で、参加し、又は意				
	もに、この趣旨の中でも「参加と意	見を表明することは、子どもの健や				
	見表明」が殊に重要であることを明	かな成長・発達を支えるものである				
	記すべきだと考える。	ほか、大人とともに社会の構成員と				
	職員の研修・資質に関して、子ど	して、子どもに関する施策及び取組				
	もの権利条例や国連子どもの権利条	を進めることにつながるものであ				
	約および子どもの人権、殊に「子ど	ることから、各施設において、子ど				
	もの参加」についての研修、認識の	もが参加し、又は意見を表明する機				
	深化の必要性を明記すべきだと考え	会を確保するよう努めてまいりま				
	<b>ప</b> 。	す。				
	また、特に「参加」については、「子	また、施設の職員が子どもの最善				
	どもの社会参加のはしご」(ロジャ	の利益を実現することができるよ				
	ー・ハートによる)の認識を共有する	う、職員の研修の充実を図るなど、	イ			
	ことを求めたい。	必要な支援を実施してまいります。				
	さらに、特にこどもセンターの運					
	営および今後の改修計画などに関					
	し、運営協議会などへの子どもの参					
	加、意見表明機会の保障を織り込む					
	ことが極めて必要だと考える。					
2	親の思いだけを聞いて施設運営を					
	行い過ぎると、子供の心の叫び(さ					
	びしさ、喜び、甘える等々)を見失					
	ってしまう。					
	親にとって便利な事は子供にとっ					
	て良いとは限らないと考えます。					
方:	・ 対課後子ども教室・こどもセンター・児	ー 童館の効果的な運営に関すること(2 <sup>-</sup>	件)			
3	児童クラブの対象年齢の拡大より	多様化する子育てニーズに対応				
	もこどもセンター・児童館の開館時	するため、児童クラブ以外の施設も				
	間を延ばした方が利用しやすいと考	活用し、子どもや関わる人の全てが	1			
	えます。	育ち合い、安心して過ごせる居場所				
		づくりに総合的に取り組んでまい				

4 こどもセンターの役割および機能 り	ます。
に関し、中学生への対応および夜間	また、こどもセンターや児童館に
の時間帯の開放について、明示して つ	きましては、保護者が気軽に集
ほしい。	育児の悩みや不安などを共感で
相武台こどもセンターで実施して き	る場所として機能することや、中
いる取組を、基本的な役割・機能と 高	生を含む全ての児童が「育ち合う
して実施、拡充することを本計画で 場	」として機能することが求められ
確認する。	いることから、今後も引き続き、
=	ーズに対応できる運営のあり方
や	利用しやすい開館時間、利用方法
<u></u> を	検討してまいります。
市立児童クラブの運営と施設環境の充実に関	すること(4件)
5 受益者負担の面から、土曜日の利	市立児童クラブの適正な育成料
用にも別料金を設定することを提案 負	担の在り方につきましては、質の
する。土曜日の利用児童数は、在籍 向	上を図るために必要な職員体制
数の一割程度(あるいは0.5割より少 の	充実や、民間事業者の持つ特長を
ないこともある)例えば、8~18時を 活	かした効果的・効率的な運営の導 ウ
二分割し、8~13時、13~18時で各千 入	とあわせて検討する必要がある
円の利用料とする。(延長料金200円 も	のと考えております。
を参考に)	
育成料同様、減免の対象とする。	
6 教育委員会とより連携を強化して	児童クラブで過ごす放課後の時
いくために、より強力なアプローチ 間	は、学校で過ごした時間と連続し
をしてほしい。現場では学校(校長) て	おり、子どもを継続的に見守るこ
が児童クラブに理解があるかどうかと	ができる環境を整えるためにも、
で日常の運営に大きな差が出てくる 学	校と児童クラブとの連携の充実
ので是非、強く働きかけることが必 を	図る必要があるものと考えてお
要と考える。	ます。
	今後も、市長事務部局と教育委員
会	との連携を強化するとともに、児
童	クラブと学校との情報交換や情
報	共有の機会の充実に努めてまい
(i)	ます。
7 児童クラブで過ごす子供たちは長	児童のより良い育ちを支援する
い時間漫画を読んでいます。「漫画を た	め、児童クラブの施設環境の充実 イ
読むこと」が必ずしも悪いことだと  を	図る必要があるものと考えてお コー
	l l

いる面が強いのではないかと心配しております。

出来ることなら、備品として年齢 層にふさわしい絵本や児童書を揃え ていただきたいのですが、それが無 理でしたら

学校の図書室との行き来が出来るようにする。

自宅から本を持ってきて読んで も良いことにする。

などの対応をご検討いただけませんでしょうか。改善のためにはまず、 児童クラブの備品の現状を調査 する

> 児童クラブの活動スケジュール (毎日どのように時間を使って いるか)について 具体的で正 確な状況を把握する。

ということが必要ではないかと考 えます。

8 子供たちへのより良い支援の為に も、物品等への補助金の拡大をぜひ、 お考えください。 施設の状況や利用児童の意見等 を踏まえ、図書等の備品の充実に努 めてまいります。

指導員等の確保・育成及び勤務体制・条件等の見直しに関すること(2件)

9 児童クラブのサービスの質の確保・向上を実現するには、職員の待遇を改善し、安定的に人材を確保出来るようにすることが肝要である。

現状、指導員の報酬は低い。その 時給は例えば町田市の有資格補助員 と同額という状況。町田市の指導員 並みの待遇の確保が求められる。必 要な財源は、受益者が負担するとい う観点から、育成料の倍増あるいは さらなる増額で賄う。 職員を安定的・継続的に確保する ため、賃金や働きやすい勤務シフト を検討するなど、働き甲斐の増進や 新たな担い手の確保のための職の 魅力向上に努めてまいります。

1

10 子供たちへのより良い支援の為に も、指導員、スタッフの賃金の検討 をぜひ、お考えください。

冒険遊び場事業の推進に関すること(2件)

11 本計画では触れていないが、プレイパークも含めることが望まれる。「育ちを支える多様な遊びの充実」は、建物施設内の遊びだけでなく、公園など屋外での自由な遊びの場が欠かせない。特にプレイパークは、必要不可欠な「児童厚生施設」として計画の中に明確に位置付けるべきだと考える。

相模原市には、かろうじて、淵野 辺公園に「銀河の森プレイパーク」 があるが、その存続が確保されてい ない。本計画に位置付けることで、 存続を明確にしてほしい。

12 相模原市淵野辺公園奥地に現在運営してあります、冒険遊び場銀河の森プレイパークの運営事業の存続と拡大、運営日数が現在、日・月・水曜日のみなので、毎日の運営の重要、必要性があると感じています。

もっとPRして市民に知ってもらい、利用を増やしていけたら良いのではないかなと思います。

また、ここの場所がキャンプ淵野 辺留保地整備計画区域になってお リ、冒険遊び場銀河の森プレイパー クの今のままの存続の重要性がある と強く思います。 銀河の森プレイパークをはじめとする冒険遊び場事業の推進につきましては、「相模原市子ども・子育て支援事業計画」に位置づけ、主体的に冒険遊び場を開催する市民団体を支援し、市内各地に展開できるよう指導者(プレイリーダー)の育成を図るものとしております。

今後も引き続き、指導者の育成支援や利用促進に向けたPRに努めてまいります。

エ